



大分市指令第 4836 号

# 許 可 証

住所 大分市大字羽田1060番地の4

氏名 三藤商事株式会社

代表取締役 佐藤 正己

平成 31 年 2 月 22 日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可する。

平成 31 年 3 月 27 日

大分市長 佐藤 樹一郎



- 許可期間 平成 31 年 4 月 1 日 から  
平成 33 年 3 月 31 日 まで
- 収集、運搬の区分 収集・運搬
- 一般廃棄物の種類 特定家庭用機器廃棄物  
積替え・保管の有無 有
- 収集運搬車両の種類及び台数 コンテナ車 3台 キャブオーバ 4台
- 許可の条件 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに大分市  
廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例等関係法令  
を遵守すること。  
(2) 廃棄物の収集運搬に当たっては、大分市に登録した  
車両以外は使用しないこと。  
(3) 合併日前の野津原町の区域は事業所から排出された  
特定家庭用機器廃棄物に限る。